

専門学校日本神学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、キリスト教信仰を土台とした教育により優れた人格を備えた人材を輩出し、日本と世界の発展に寄与することを目的にする。

(目的の公表)

第1条の2 本校は、学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学校規則等において定め、公表するものとする。

(自己評価等)

第1条の3 本校は、その教育研究水準の向上を図り、本校の目的および社会的・キリスト教的使命を達成するため、本校における教育研究活動および社会活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検および評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

3 本校は、第1項の措置に加え、本校の教育等の総合的な状況について、認証評価期間以外の学外者による評価を受けるよう努めるものとする。

(情報の積極的な提供)

第1条の4 本校における教育研究および社会活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(名称)

第2条 本校は、専門学校日本神学校と称する。

(所在地)

第3条 本校は、愛知県名古屋市中区栄五丁目23-8に置く。

第2章 学科、学生定員、修業年限および授業料等

(学科および学生定員)

第4条 本校において設置する学科およびその学生定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	修業年限	入学定員	総定員	学級数
文化・教養 専門課程	神学科	昼	4年	25人	100人	4
	神学研究科	昼	3年	25人	75人	3
	国際ビジネス科	昼	2年	30人 25人	60人 50人	4
	韓国語科	夜	2年	25人	50人	2
	中国語科	夜	2年	25人	50人	2
	日本語科 10月コース 4月コース	昼	1年6ヶ月 2年	20人 20人	40人 40人	2 2
	合計			195人	465人	19

(修業年限および在学年限)

第5条 修業年限は学科ごとに神学科4年、神学研究科3年、国際ビジネス科、韓国語科、中国語科2年とする。また、日本語科は1年6ヶ月及び2年とする。

2 在学年数は学科ごとに神学科8年、神学研究科6年、国際ビジネス科、韓国語科、中国語科4年を超えてはならない。日本語科は修業年限にかかわらず2年を超える在籍は認められない。

3 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限及び在学年限を認めることがある。

(授業料等)

第6条 入学金、授業料および施設設備費は次のとおりとする。

入学金(入学時)→ 70,000円

授業料(年額)→ 260,000円(神学科)

300,000円(神学研究科)

400,000円(中国語科・韓国語科)

750,000円(国際ビジネス科)

600,000円(日本語科)

施設設備費(年額) 50,000円(神学科・神学研究科・国際ビジネス科・中国語科・韓国語科)

第3章 学年、学期および休業日

(学年)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし日本語科10月コースは10月に始まる。

2 前項にかかわらず、秋季入学生に関しては、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わるものとする。

(学期)

第8条 学年を2学期に分け、次のとおりとする。

前期は4月1日から9月30日まで

後期は10月1日から3月31日まで

2 校長は、前項の学期の開始日及び終了日について、臨時に変更することができる。

3 各学期の授業実施日等は、別に定める学年歴による。

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

(1)土曜日および日曜日

(2)国民の祝日に関する律法に規定する休日

(3)夏季休業

神学科、神学研究科、韓国語科、中国語科：8月1日から9月30日

国際ビジネス科、日本語科：8月1日から8月31日

(4)冬季休業

神学科、神学研究科、韓国語科、中国語科：12月20日から1月3日

国際ビジネス科、日本語科：12月15日から1月8日

(5)春季休業

神学科、神学研究科、韓国語科、中国語科：3月1日から3月31日

国際ビジネス科、日本語科：3月6日から3月31日

ただし、休業日には補講または集中講義を行うことがある。

2 国民の祝日が日曜日と重なるときは、休日とせず、授業を行う。

3 必要がある場合には、休業期間中であっても授業を行うことがある。

4 第1項に定める休業期間については、年ごとに、学年歴においてあらかじめこれを定める。

5 校長は、必要がある場合には、教授会の議を経て、第1項の休業日を臨時に変更することができる。

6 校長は、第1項に定めるもののほか、教授会の議を経て、臨時の休業日を設けることができる。

第4章 入学、休学および退学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は学年もしくは学期の始めとする。

(入学の資格)

第11条 本校に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1)高等学校卒業生
- (2)通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3)外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者
- (4)文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5)高等学校卒業程度認定規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規定による大学資格検定に合格した者を含む。)
- (6)本校において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者
- (7)神学研究科は大学卒業及び神学科卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。
- (8)日本語科は日本語能力試験N5、又は同等の日本語能力を証明できる者、且つ正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者、且つ信頼のおける保証人を有する者。

(入学の志願)

第12条 本校に入学を志願する者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、入学検定料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。

2 出願の時期、方法については別に定める。

(入学者の選考)

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考する。

(入学の手続きおよび入学の許可)

第14条 入学試験に合格した者は、所定の日までに保証人連署の上、誓約書に所定の入学金、その他の必要な経費を添えて提出しなければならない。この手続きを終了しない者は、合格を取り消すことがある。保証人はよくその任に堪えられる成年者で、独立生計を営む者であって、学生の在学中における一切の事項に関し連帯の責任を負うことのできる者とする。

2 校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学・再入学・転入学)

第15条 本校に編入学、再入学または転入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

(休学)

第 16 条 疾病その他のやむを得ない理由により 3 か月以上、日本語科については 8 日以上修学できないときは、医師の診断書、またはその理由を付し、保証人連署の上、休学を願い出て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、校長は休学を命じることができる。

(休学の期間)

第 17 条 休学の期間は、当該学年を超えてはならない。ただし、特別の理由のあるときは引き続きさらに 1 年間まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して、3 年を超えることはできない。

3 休学の期間は、第 5 条の在学年数には算入しない。

(復学)

第 18 条 休学期間内にその理由が解消し、復学しようとする者は、復学願いを提出し、校長の許可を得なければならない。

(退学)

第 19 条 退学しようとする者は、正規の手続きを経て、保証人連署の上、願い出て許可を得なければならない。

2 前項により、退学した者が再入学しようとするときには、退学後 2 か月以内に限り選考の上、これを許可することがある。

(転学)

第 20 条 本校から他の大学に転学を希望する者は、保証人連署の上、願い出て校長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 21 条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て校長が除籍する。

(1) 第 5 条第 2 項に定める在学年限を超えた者

(2) 第 16 条第 1 項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(5) 在学中に死亡した者

(転科)

第 22 条 転科しようとする者は、事務局に申し出、履修状況に問題が無いことを確認した上で、転科試験を受け、合格すれば転科することができる。

第5章 教育課程および履修方法等

(授業科目)

第23条 授業科目の種類、単位数等は以下のとおりとする。

神学科カリキュラム

1年		2年		3年		4年	
教養教育科目	時間	教養教育科目	時間	教養教育科目	時間	教養教育科目	時間
基礎演習	70	基礎演習	70	基礎演習	70	世界文化史	70
科学と宗教	35	哲学概論	70	心理学概論	35	東洋哲学	35
教育学概論Ⅰ	35	法学概論	35	社会福祉概論	35	語学科目	
教会音楽	35	教育学概論Ⅱ	35	語学科目		ギリシア語Ⅰ	70
語学科目		教会音楽	35	ギリシア語基礎	35	ヘブライ語基礎	70
総合英語Ⅰ	70	語学科目		聖書英語Ⅱ	35	聖書学	
英語会話Ⅰ	70	総合英語Ⅱ	35	英語会話Ⅲ	35	パウロ書簡	70
外国語Ⅰ	35	聖書英語Ⅰ	70	聖書学		組織神学	
神学		英語会話Ⅱ	70	4福音書	70	組織神学Ⅲ,Ⅳ	70
基督教基本教理Ⅰ	35	外国語Ⅱ	35	モーセ5書	70	歴史神学	
旧約聖書概論Ⅰ,Ⅱ	70	神学		組織神学		日本キリスト教史	70
新約聖書概論Ⅰ,Ⅱ	70	基督教基本教理Ⅱ	70	組織神学Ⅰ,Ⅱ	70	実践神学	
実践神学実習Ⅰ,Ⅱ (伝道学)	70	世界教会史	35	歴史神学		説教学	70
基督教教育	35	実践神学実習Ⅲ,Ⅳ	70	キリスト教史	35	実践神学実習Ⅶ,Ⅷ	70
伝道学Ⅰ	70	伝道学Ⅱ	70	実践神学		伝道学Ⅳ	70
インターンシップ		インターンシップ		宣教学概論	35	インターンシップ	
現場インターンシ ップ	102	現場インターンシ ップ	102	礼拝学	35	現場インターンシ ップ	137
				実践神学実習Ⅴ,Ⅵ	70		
				伝道学Ⅲ	70		
				インターンシップ			
				現場インターンシ ップ	102		
合計	802	合計	802	合計	802	合計	802

神学研究科カリキュラム

1年		2年		3年	
教養教育科目	時間	教養教育科目	時間	語学科目	時間
基礎実習	35	教育学概論	35	ギリシア語 I, II	35
教会音楽	18	心理学概論	18	ヘブライ語 I, II	35
哲学概論	17	社会福祉概論	35	聖書学	
語学科目		語学科目		旧約聖書積義	70
総合英語	35	ギリシア語基礎	35	牧会書簡	35
英語会話	35	ヘブライ語基礎	35	組織神学	
聖書学		聖書英語 I, II	35	組織神学(人間論)	35
新約総論	53	聖書学		組織神学(教会論)	35
旧約総論	53	新約聖書積義	35	組織神学(終末論)	35
モーセ5書	17	預言書	17	歴史神学	
四福音書	17	獄中書簡	35	宗教教会史	35
聖書地理	35	詩歌書	17	実践神学	
組織神学		使徒の働き	35	牧会カウンセリング	70
組織神学概論	35	組織神学		牧会学	35
組織神学(神論)	35	組織神学(救済論)	18	教会行政学	35
パウロ神学	35	組織神学(キリスト論)	35	実践神学実習 V, VI	70
基本教理	35	カルヴァン神学	18	伝道学Ⅲ	70
歴史神学		歴史神学		一般教養	
初代教会史	35	世界教会史	35	論文作成法Ⅱ	70
中世教会史	35	近代教会史	17	インターンシップ	
実践神学		実践神学		現場インターンシップ	138
比較宗教学	17	説教学	35		
教会教育	17	実践神学実習Ⅲ,Ⅳ	70		
礼拝学	35	伝道学Ⅱ	53		
実践神学実習Ⅰ,Ⅱ	53	宣教学	53		
伝道学Ⅰ	53	一般教養			
インターンシップ		論文作成法Ⅰ	35		
現場インターンシップ	102	インターンシップ			
		現場インターンシップ	102		
合計	802	合計	803	合計	803

国際ビジネス科カリキュラム

履修教科名		1年次	
		週間	年間
必修 90分	ホテル観光ビジネスⅠ・Ⅱ	1.5	61.5
	マーケティング基本しくみ	3.0	123
	国際経営学	1.5	61.5
	JLPT 漢字・語彙・聴解	1.5	61.5
	JLPT 文法・読解	1.5	61.5
	ビジネス日本語Ⅰ・Ⅱ	1.5	61.5
	初めての中国語コミュニケーション	1.5	61.5
	英語コミュニケーションⅠ	1.5	61.5
	英語コミュニケーションⅡ	1.5	61.5
	聖書学	1.25	51.25
受講授業時間 小計		16.25	666.25
資格 対策/ 教養 60分	社会人常識マナー3級	1	41
	BJT320点以上	1	41
	ジョブパス3級	1	41
	TOEIC 500点以上	1	41
	宗教学	1	41
受講授業時間 小計		5	205
合計		21.25	871.25
履修教科名		2年次	
		週間	年間
必修 90分	ホテル観光ビジネスⅢ・Ⅳ	1.5	61.5
	マネジメント入門人事管理Ⅰ・Ⅱ	3.0	123
	国際経営学	1.5	61.5
	JLPT 漢字・語彙・聴解 N2・N1	1.5	61.5
	JLPT 文法・読解 N2・N1	1.5	61.5
	ビジネス日本語Ⅲ・Ⅳ	1.5	61.5
	実用中国語コミュニケーションⅢ・Ⅳ	1.5	61.5
	英語コミュニケーションⅢ	1.5	61.5
	英語コミュニケーションⅣ	1.5	61.5
	会計Ⅰ・Ⅱ	1.25	51.25

受講授業時間 小計		16.25	666.25
就 職 対策 /教養 60分	社会人常識マナー3級・2級	1	41
	BJT320 点以上	1	41
	ジョブパス 3級・2級	1	41
	TOEIC 500 点以上	1	41
	キリスト教概論 I・II	1	41
受講授業時間 小計		5	205
合計		21.25	871.25

韓国語科(夜間部)カリキュラム

履修教科名		1年次		2年次	
		週間	年間	週間	年間
必修	会話練習	2	60	2	60
	聴解練習	2	60	2	60
	語彙と発音	1	30	1	30
	作文	1	30	1	30
	文法	2	60	1	30
	TOPIK 対策	1	30	1	30
	読解	2	60	2	60
	特別講義(夏季プログラム)		145		145
	韓国語表現研究			1	30
	Bible Study & Worship	1	30	1	30
受講授業時間 合計		12*	360*	12*	360*

*夏季プログラムは週間で換算できないので小計、合計の中には含まれない

中国語科(夜間部)カリキュラム

履修教科名		1年次		2年次	
		週間	年間	週間	年間
必修	会話練習	2	60	2	60
	聴解練習	2	60	2	60
	語彙と発音	1	30	1	30
	作文	1	30	1	30
	文法	2	60	1	30
	HSK 対策	1	30	2	60
	読解	2	60	1	30
	特別講義(夏季プログラム)				
	中国語表現研究			1	30
	Bible Study & Worship	1	30	1	30
受講授業時間 合計		12*	360*	12*	360*

*夏季プログラムは週間で換算できないので小計、合計の中には含まれない

日本語科カリキュラム

【10月コース】

	科目	学習時間	JLPT 相当
初級	漢字・語彙、総合日本語 聴解・会話、	400 時間	N4
初中級	漢字・語彙、総合日本語、聴解・会話、 読解・作文、日本語能力試験対策	200 時間	N3
中級	漢字・語彙、総合日本語、聴解・会話、 読解・作文、日本語能力試験対策、 日本留学試験対策	300 時間	N2
中上級	漢字・語彙、文法・文型、読解・作文、 聴解・シャドーイング、会話、 日本語能力試験対策、日本留学試験対策	300 時間	N1-N2
合計		1200 時間	

【4月コース】

	科目	学習時間	JLPT 相当
初級	漢字・語彙、総合日本語 聴解・会話、	400 時間	N4
初中級	漢字・語彙、総合日本語、聴解・会話、 読解・作文、日本語能力試験対策	200 時間	N3
中級	漢字・語彙、総合日本語、聴解・会話、 読解・作文、日本語能力試験対策、 日本留学試験対策	300 時間	N2
中上級	漢字・語彙、文法・文型、読解・作文、 聴解・シャドーイング、会話、 日本語能力試験対策、日本留学試験対策	300 時間	N1-N2
上級	漢字・語彙、文法・文型、読解・作文、 聴解・シャドーイング、会話、 日本語能力試験対策、日本留学試験対策	400 時間	N1
合計		1600 時間	

(単位の授与)

第 24 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 特に定めない限り、学則に定める授業時間数の 3 分の 1 以上を欠席した科目については、期末試験の受験資格を失う。

(学習の評価)

第 25 条 試験等の評価は A+、A、B+、B、C+、C、D+、D、F をもって表し、D 以上を合格とする。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第26条 本校を卒業するためには、学生はそれぞれの学科により、神学科4年、神学研究科3年、国際ビジネス科、韓国語科、中国語科2年、日本語科1年6ヶ月及び2年以上在学し、所定の単位を取得しなければならない。

(卒業)

第27条

- 1 本校にそれぞれの学科に応じて、神学科4年、神学研究科3年、神学科、国際ビジネス科、韓国語科、中国語科2年、日本語科1年6ヶ月及び2年以上在学し、本校則に定める授業科目および単位数を取得した者については、教授会の議を経て、校長が卒業を認定する。
- 2 学位規則については別に定める。

第7章 入学選考料、入学金、授業料、その他の費用

(入学選考料等の金額)

第28条

- 1 神学科、神学研究科、国際ビジネス科、韓国語科、中国語科の授業料等は次の2期に分けて納入する。ただし特別の事情があると認められる者は、延納を認めることができる。
第一期 4月1日から4月20日まで
第二期 10月1日から10月20日まで
- 2 日本語科は10月コースは9月1日から9月20日までに、4月コースは3月1日から3月20日までに1年分の学費を納入する。ただし特別の事情があると認められる者は、延納を認めることができる。
- 3 ただし、新生生については別に定める。

(退学および停学の場合の授業料等)

第29条

- 1 学期の途中で退学し、または除籍された者の当該学期分の授業料等は、徴収する。
- 2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料)

- 第30条 一学期を通じて休学した場合は、その期の10分の1を納入するものとする。ただし、その他の諸経費は徴収しない。
- 2 学期の途中で退学した場合については、その期の授業料は徴収する。

(年度途中で卒業する場合の授業料等)

- 第31条 年度途中で卒業する者は、当該年度の卒業する月までの授業料等を納付するものとする。

(納入した授業料等)

第 32 納入した入学選考料、入学金および授業料等は原則として返還しない。ただし、所定の期日までに返還を申し出た場合は、入学選考料、入学金を除いた授業料等を返還することができる。

第8章 教職員組織

(職員組織)

第33条 校長、主任教員、教員(3人以上、うち専任2人以上)、生活指導担当者(1人以上)、事務職員(1人以上、うち専任1人以上)、教医、その他必要な教員を置く。

第9章 科目等履修生、聴講生、外国人留学生、帰国子女学生および特別聴講生

(科目等履修生)

第34条 本校の授業科目のうち、1科目または数科目を選んで履修を志願する者がいるときは、選考の上、その授業および研究に妨げのない限り、科目履修生として科目履修を認めることがある。

(聴講生)

第35条 本校の授業科目のうち、1科目または数科目を選んで聴講を志願する者がいるときは、選考の上、その授業および研究の妨げのない限り、聴講生として科目聴講を認めることがある。

(外国人留学生・帰国子女学生)

第36条 外国人または帰国子女で、本校に入学を志願する者がいるときは、選考の上、入学を許可することがある。

第9章 公開講座

第37条 公開講座は、学生の研究およびキリスト教文化に資するものとする。

第10章 賞罰

(表彰)

第38条 学業優秀で、他の学生の模範となる者にたいしては表彰する。

(罰則)

第39条 本校に在学する者で次の各号に該当する者に対しては、校長は教授会の議を経て、これに懲戒を加えることができる。懲戒は、譴責、停学および退学とする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) 日本の法律に反した者

第11章 雑則

(寄宿舎)

第40条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第 41 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第 42 条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

この学則は、2010 年（平成 22 年）4 月 1 日から施行する。

この学則は、2022 年(令和 4 年)10 月 1 日から施行する。

この学則は、2025 年（令和 7 年）1 月 1 日から施行する。